



次に、個人別明細書の書き方を説明いたします。

個人別明細書は、源泉徴収票と同じ内容ですが、特に住民税の課税資料として、注意していただきたい点について説明いたします。

⑨ 給与支払報告書(個人別明細書)

区分	(受給者番号)											
住所	川崎市川崎区 駅前本町 1-1-1 川崎荘 102											
氏名	タカツ ハルオ 高津 春雄											
種別	支払金額	給与控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額								
給与・賞与	×××××××	×××××××	×××××××	0								
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数								
○	380,000	1	1	5								
特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額								
630,000	534,446	100,000	50,000	195,000								
(摘要) 前職分 支払金額900,000円 徴収税額21,000円 社会保険料30,000円 川崎市幸区戸手本町 1-1-1 幸堂 令和8年3月31日退職 (1) 高津五郎(年少)												
未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙								
				本人が障害者								
				特別								
				その他								
				ひとり親								
				勤労学生								
中途就・退職												
受給者生年月日												
元号 年 月 日												
昭和 40 2 3												
個人番号又は法人番号												
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3												
住所(居所)又は所在地												
川崎市川崎区宮本町 1 番地												
氏名又は名称												
株式会社 川崎堂												
(電話)												
(摘要) 前職分の加算額、支払者等を記入してください。												

住所欄には、令和9年1月1日現在の住所を記入してください。
 なお、退職者については、退職日現在の住所で構いません。
 また、アパートなどの建物名と部屋番号も忘れずに記入してください。

個人番号欄には、給与受給者の個人番号を記入してください。

氏名欄には、必ずフリガナも記入してください。

生年月日も正確に記入してください。

川崎市では、この「住所」「個人番号」「氏名のフリガナ」「生年月日」の4項目を用いて課税台帳と照合し、個人を特定しています。

この4項目に記入漏れがあると、個人の特定に時間を要しますので、必ず記入してください。

生命保険料控除の特例

申告書（個人別明細書）

種別		支払金額		給与所得控除後の所得 （調整前所得）		所得控除の合計額		源泉徴収控除		
		円	円	円	円	円	円	円	円	
給与・賞与		× × × × × × × ×		× × × × × × × ×		× × × × × × × ×		× × × × × × × ×		
源泉徴収対象となる所得等	受入者	配偶者の所得控除の額		控除対象扶養親族等の数 （配偶者を除く）				16歳未満の子の数	障害者の数 （本人を除く）	非課税となる所得の数
有	無	円	人	円	人	円	人	円	人	人
有	無	円	人	円	人	円	人	円	人	人
特定扶養親族控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅ローン金利特別控除の額		
円		円		円		円		円		
(注) 租税特別措置法第41条の15の5第1項適用										
生命保険料の控除の額	円	生命保険料の控除の額	円	介護保険料の控除の額	円	新設住宅建設費の控除の額	円	被災者生活再建支援金の控除の額	円	
120,000										
令和元年1月1日現在	令和元年1月1日現在	令和元年1月1日現在	令和元年1月1日現在	令和元年1月1日現在	令和元年1月1日現在	令和元年1月1日現在	令和元年1月1日現在	令和元年1月1日現在	令和元年1月1日現在	

「生命保険料控除の特例」の適用がある場合は、画像真ん中の四角囲み「摘要」欄に「租税特別措置法第41条の15の5第1項適用」という文言を記載してください。

この他、「生命保険料控除の特例」の適用がある場合は、画像真ん中の四角囲み「摘要」欄に「租税特別措置法第41条の15の5第1項適用」という文言を記載してください。

配偶者・扶養控除

別明細書		配偶者(特別)		控除対象配偶者の数		配偶者の数		扶養控除対象者の数	
有無		控除額		源泉・特別		控除対象配偶者			
○		280,000							
630,000		534,446		100,000		50,000		195,000	
前払分 支払金額800,000円 徴収税額21,000円 社会保険料30,000円 川崎市東区戸手本町1-11-1 妻室 令和7年3月31日退職									
氏名		タカツ ハルコ		氏名		タカツ イチロウ		氏名	
性別		高津 香子		性別		高津 一郎		性別	
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		個人番号		6 × × × × × × × × × ×		個人番号	
氏名		タカツ ナツコ		氏名		タカツ ジロウ		氏名	
性別		高津 真子		性別		高津 二郎		性別	
個人番号		3 × × × × × × × × × ×		個人番号		7 × × × × × × × × × ×		個人番号	
氏名		タカツ アキコ		氏名		タカツ サブロー		氏名	
性別		高津 秋子		性別		高津 三郎		性別	
個人番号		4 × × × × × × × × × ×		個人番号		8 × × × × × × × × × ×		個人番号	
氏名		タカツ フユコ		氏名		タカツ シロウ		氏名	
性別		高津 冬子		性別		高津 四郎		性別	
個人番号		5 × × × × × × × × × ×		個人番号		9 × × × × × × × × × ×		個人番号	
氏名				氏名				氏名	
個人番号				個人番号				個人番号	

次に、扶養控除の欄の記入について説明いたします。

まずは配偶者についてです。

画像左上の「控除対象配偶者」欄の「有」に印をし、その右欄に配偶者控除と配偶者特別控除の控除額を記入してください。

画像真ん中の「控除対象配偶者」欄に、該当する方の氏名と個人番号を記入してください。

配偶者特別控除に該当する場合も、「控除対象配偶者」欄に記入してください。

[illegible]

画像上部の青囲み部分に「控除対象扶養親族等」の人数を記入してください。
その右の緑囲み部分に「16歳未満の扶養親族」の人数を記入してください。
画像下段、「控除対象扶養親族等」は青囲み部分に、「16歳未満の扶養親族」は緑囲み部分に該当する方の氏名と個人番号を記入してください。

21

国外扶養親族

所得控除対象 配偶者		所得控除対象 扶養親族		所得控除対象 扶養親族		所得控除対象 扶養親族		所得控除対象 扶養親族	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
(フリガナ) タカツ アキコ	(フリガナ) タカツ コハル	(フリガナ) タカツ ナツコ	(フリガナ) タカツ イチロウ	(フリガナ) タカツ シロフ	(フリガナ) 高津 三郎	(フリガナ) 高津 三郎	(フリガナ) 高津 三郎	(フリガナ) 高津 三郎	(フリガナ) 高津 三郎
氏名 高津 秋子	氏名 高津 小春	氏名 高津 夏子	氏名 高津 一郎	氏名 高津 一郎	氏名 高津 一郎	氏名 高津 一郎	氏名 高津 一郎	氏名 高津 一郎	氏名 高津 一郎
個人番号 234567890123	個人番号 345678901234	個人番号 456789012345	個人番号 567890123456	個人番号 678901234567	個人番号 789012345678	個人番号 890123456789	個人番号 901234567890	個人番号 012345678901	個人番号 123456789012
区分	区分 01	区分 02	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分
配偶者の年齢	30歳未満または70歳以上	30歳以上70歳未満、かつ、留学生	30歳以上70歳未満、かつ、障害者	30歳以上70歳未満、かつ、年38万円以上の送金をうけた					

配偶者、16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は
区分に○（マル）

配偶者を除く控除対象扶養親族が非居住者であり、一定の要件に該当している場合は、区分に番号を記載します。

一定の要件については国税庁ホームページに掲載されている「令和8年分年末調整のしかた」を御確認ください。

30歳未満又は70歳以上の場合は区分番号 01

30歳以上70歳未満かつ留学生の場合は区分番号 02

30歳以上70歳未満かつ障害者の場合は区分番号 03

30歳以上70歳未満かつ年38万円以上の送金を受けた場合は区分番号 04

をそれぞれ記載します。

配偶者、または16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は、区分に○をします

特定親族特別控除について

●特定親族特別控除の額の区分

特定親族特別控除 の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額	
63万円	10	11	62万円超	85万円以下
61万円	20	21	85万円超	90万円以下
51万円	30	31	90万円超	95万円以下
41万円	40	41	95万円超	100万円以下
31万円	50	51	100万円超	105万円以下
21万円	60	61	105万円超	110万円以下
11万円	70	71	110万円超	115万円以下
6万円	80	81	115万円超	120万円以下
3万円	90	91	120万円超	123万円以下

次に、特定親族特別控除について説明します。

税制改正により、令和8年度課税より新たな控除として「特定親族特別控除」が創設されました。

令和8年度様式より、個人別明細書にも特定親族特別控除の人数や控除額を記載する欄が追加されていますので、記入の際は十分に御注意ください。

特定親族特別控除について

別明細書

控除の種類	配偶者（特別）		控除対象扶養親族等の数 （配偶者を除く）					16歳未満の親族 （本人を除く）		控除対象の 数	
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	
特定親族特別控除の額	300,000		1	1	1		1		5		
特定親族特別控除の額	630,000										
社会保険料等の合計		534,446									
生命保険料の控除額		100,000									
地震保険の控除額		50,000									
住宅借入金等特別控除の額		195,000									

前払分：支払金 900,000円 被収税 21,000円 社会保険料 30,000円
川崎市南区戸手本町 1-11-1 幸楽園 令和8年3月31日迄
(1) 高津五郎（年少）

控除の種類	控除の額	控除対象扶養親族等の数	控除対象扶養親族等の氏名	控除対象扶養親族等の生年月日	控除対象扶養親族等の住所	控除対象扶養親族等の職業	控除対象扶養親族等の収入	控除対象扶養親族等の備考
特定親族特別控除の額	120,000	7	高津 五郎	1990.03.11	住	学生	20,000,000	
特定親族特別控除の額	200,000	1	高津 春子	1990.03.11	住	主婦	40,000	
特定親族特別控除の額	10,000	1	高津 真子	1990.03.11	住	主婦	10,000	
特定親族特別控除の額	10,000	1	高津 秋子	1990.03.11	住	主婦	10,000	
特定親族特別控除の額	10,000	1	高津 冬子	1990.03.11	住	主婦	10,000	
特定親族特別控除の額	10,000	1	高津 夏子	1990.03.11	住	主婦	10,000	
特定親族特別控除の額	10,000	1	高津 三郎	1990.03.11	住	主婦	10,000	
特定親族特別控除の額	10,000	1	高津 四郎	1990.03.11	住	主婦	10,000	

特定親族特別控除に該当する方がいる場合には、画像上部右の囲み、「控除対象扶養親族等の数」の「特親」の左の欄に人数を、その一段下の左の囲み「特定親族特別控除の額」に、前のページでお示しした控除の額を記入してください。

画像下部の囲み、「控除対象扶養親族等」の欄に該当する方の氏名と個人番号を記入してください。

控除額に応じて、区分の欄に、前のページでお示しした該当の数字を記入してください。

住宅ローン控除

別 明 細 書	(源泉徴収税額) 配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)								16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)			非居住者 である 親族の数
	有	無	専 断	専 断	専 断	専 断	専 断	専 断	専 断	専 断	専 断	専 断	専 断	専 断	専 断
	○		380,000			1	1		1		1		5		
斗	特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額						
	630,000		534,446		100,000		50,000		195,000						
(摘要) 前職分 支払金額300,000円 徴収税額21,000円 社会保険料30,000円 川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸堂側 令和2年3月31日迄 (1) 高津五郎(年少)															
住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額	
1		120,000		120,000		120,000		120,000		120,000		120,000		120,000	
住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額	
200,000		200,000		200,000		200,000		200,000		200,000		200,000		200,000	
氏名		高津 春子		高津 春子		高津 春子		高津 春子		高津 春子		高津 春子		高津 春子	
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	

次に住宅借入金等特別控除、いわゆる住宅ローン控除について説明します。

住宅ローン控除可能額を所得税だけでは控除しきれず、住民税からも控除を受ける場合、記入された内容から、住民税の住宅ローン控除額を算出します。

所得税だけでは控除しきれない方については、給与支払報告書の「住宅借入金等特別控除の額」の欄と「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の各欄を正確に記入してください。

なお、「住宅借入金等特別控除可能額」は、100 円未満を切り捨てた金額を記入してください。

住宅ローン控除

別明細書

(源泉徴収税額) 0円		配偶者(特別) 控除の額		控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)								16歳未満の扶養親族等の数		その他					
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無				
○			380,000			1	1		1		1		5						
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額			
630,000				534,446				100,000				50,000				195,000			
(摘要) 前職分 支払金額300,000円 徴収税額21,000円 社会保険料30,000円 川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸堂側 令和8年3月31日退職 (1) 高津五郎(年少)																			
生命保険料の金額		120,000		生命保険料の金額		120,000		生命保険料の金額		120,000		生命保険料の金額		120,000					
住宅借入金等特別控除適用額		1		居住開始年月日(1回目)		××77		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住		住宅借入金等年末残高(1回目)		20,000,000					
住宅借入金等特別控除適用額		200,000		居住開始年月日(2回目)				住宅借入金等特別控除区分(2回目)				住宅借入金等年末残高(2回目)							
(フリガナ) タカツ ハルコ		氏名 高津 春子		区分				配偶者の会社名				国民年金保険料等の金額		40,000					
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 8																	

また、増税後の消費税率「8%」又は「10%」が適用されている場合は、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」の居住開始年月日の後ろに「特定」または「特別特定」もしくは「特例特別特例」と記入されていますので、「住宅借入金等特別控除区分」の欄の区分の後ろに、

「(特)」または
「(特特)」もしくは
「(特特特)」と付け加えてください。

なお、これらの記入がない場合や記入誤りがある場合、住民税の住宅ローン控除の適用が受けられないことがありますので、ご注意ください。

前職分（摘要欄）

別 明 細 書	(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者（特別） 控 除 の 額		控除対象扶養親族等の数 （配偶者を除く。）								16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 （本人を除く。）			非居住者 である 親族の数
	有	無	千	円	特 定	老 人	そ の 他	特 別	人	人	人	人	人	人	人	人	
	○		380	000		1	1	1	1				5				
十	特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額								
	千		円		千		円		千		円		千		円		
	630		000		534 446		100 000		50 000		195 000						
	(摘要)																
	前職分 支払金額900,000円 徴収税額21,000円 社会保険料30,000円 川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸堂 幸 令和8年3月31日退職 (1) 高津五郎（年少）																
	生命保険料 の金額 円	新生命 保険料 の金額 円	旧生命 保険料 の金額 円	120,000	介護保険 料の金額 円	新個人年金 保険料の 金額 円	旧個人年金 保険料の 金額 円	120,000									
	住宅借入金 等特別控除 適用数	1	居住開始年月 日(1回目)	× ×	7	7	住宅借入金等 特別控除区分 (1回目)	住	住宅借入金等 年末残高 (1回目)	20,000,000							
	住宅借入金 等特別控除 可能額	200,000	居住開始年月 日(2回目)				住宅借入金等 特別控除区分 (2回目)		住宅借入金等 年末残高 (2回目)								
	(フリガナ)	タカツ ハルコ			区分		配偶者の 合計所得		国民年金保 険料等の金額 円	旧長期損害 保険料の金額 円	40,000						
	氏名	高津 幸子							基礎控除の額 円	所得金額 調整控除額 円							
	個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	8				

次に、前職分の情報ですが、年の途中で就職し、前職分の給与を含んで年末調整した場合、摘要欄に前職の給与支払者名や支払金額などを記入してください。

この情報の記入がないと、前職分の給与が含まれていないものと判断し、加算して課税される恐れがあります。

前職分の給与を含んでいる場合は、必ず記入してください。